

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>4 抵当証券業関係</p> <p>(略)</p> <p>4-5 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「<u>犯収法</u>」という。）に基づく本人確認及び、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。抵当証券業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>犯収法</u>に基づく<u>本人確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、<u>本人確認</u>を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>本人確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の、<u>抵当証券</u>の購入者の属性を適切に把握するとともに、<u>本人確認書類</u>の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。<u>抵当証券</u>の購入者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、<u>抵当証券</u>の購入者から取得した<u>本人確認情報</u>については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとするのが確保されているか。</p> <p>ハ. <u>抵当証券業者</u>が過去に取得した<u>本人確認情報</u>についての信憑性・</p>	<p>4 抵当証券業関係</p> <p>(略)</p> <p>4-5 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「<u>犯収法</u>」という。）に基づく<u>取引時確認</u>及び<u>疑わしい取引の届出</u>に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。抵当証券業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>犯収法</u>に基づく<u>取引時確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>(注) <u>取引時確認</u>においては、「<u>犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</u>」（24年10月金融庁）を参考にすること。</p> <p>イ. 社内規則等において、<u>取引時確認</u>を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>取引時確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の、<u>抵当証券</u>の購入者の属性を適切に把握するとともに、<u>本人確認書類</u>の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。<u>抵当証券</u>の購入者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、<u>抵当証券</u>の購入者から取得した<u>取引時確認情報</u>については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとするのが確保されているか。</p> <p>ハ. <u>下記 a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い</u></p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求め等、<u>抵当証券の購入者の本人確認について再確認が行われているか。</u></u></p> <p>ニ. <u>抵当証券の購入者の本人確認</u>に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ロンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>本人確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>本人確認の実施</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② 犯収法に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内</p>	<p><u>と認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u></p> <p>a. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>b. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>ニ. <u>抵当証券の購入者の取引時確認</u>に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ロンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>取引時確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>取引時確認の実施</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p><u>（注）疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>イ. 社内規則等において、<u>疑わしい取引の届出</u>を行うための社内体制</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. 「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ハ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、<u>抵当証券業者が取得した本人確認情報</u>、取引時の状況その他<u>抵当証券業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に</u>勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ニ. 「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、<u>抵当証券業者の業務内容、業容、抵当証券の購入者の属性が考慮されているか。</u></p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>本人確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、本人確認の的確な実施により抵当証券の購入者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び抵当証券の購入者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「疑わしい取引の届出」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて</p>	<p>や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>疑わしい取引</u>に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ハ. <u>疑わしい取引の届出</u>に該当するか否かの判断を行うに当たって、<u>抵当証券業者が取得した取引時確認情報</u>、取引時の状況その他<u>抵当証券業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に</u>勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ニ. <u>疑わしい取引</u>の判断に当たって、<u>抵当証券業者の業務内容、業容、抵当証券の購入者の属性が考慮されているか。</u></p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により抵当証券の購入者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び抵当証券の購入者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第22条第1項に基づき報告書を徴収することにより、<u>抵当証券業者</u>における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、顧客管理態勢に不備があるなど<u>抵当証券の購入者の利益の保護</u>の観点から重大な問題があると認められるときには、<u>抵当証券業者</u>に対し、法第23条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は4-4-1による）。</p> <p>（注）<u>本人確認</u>の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（中略）</p> <p>7 不動産特定共同事業関係</p> <p>7-6 本人確認、疑わしい取引の届出</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく<u>本人確認</u>及び、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による不動産特定共同事業の濫用を防止し、我が国不動産投資市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。不動産特定共同事業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 犯収法に基づく<u>本人確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p>	<p>把握された<u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第22条第1項に基づき報告書を徴収することにより、<u>抵当証券業者</u>における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、顧客管理態勢に不備があるなど<u>抵当証券の購入者の利益の保護</u>の観点から重大な問題があると認められるときには、<u>抵当証券業者</u>に対し、法第23条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は4-4-1による）。</p> <p>（注）<u>取引時確認</u>の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（中略）</p> <p>7 不動産特定共同事業関係</p> <p>7-6 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく<u>取引時確認</u>及び、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による不動産特定共同事業の濫用を防止し、我が国不動産投資市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。不動産特定共同事業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 犯収法に基づく<u>取引時確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>イ. 社内規則等において、<u>本人確認</u>を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>本人確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の事業参加者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。事業参加者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、事業参加者から取得した本人確認情報については、取引の継続的な点検等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。</p> <p>ハ. <u>不動産特定共同事業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、事業参加者の本人確認について再確認が行われているか。</u></p> <p>ニ. 事業参加者の<u>本人確認</u>に当たって、取引形態を考慮した措置が講じられているか。</p>	<p><u>(注) 取引時確認においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(24年10月金融庁)を参考にすること。</u></p> <p>イ. 社内規則等において、<u>取引時確認</u>を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>取引時確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の事業参加者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。事業参加者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、事業参加者から取得した取引時確認情報については、取引の継続的な点検等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。</p> <p>ハ. <u>下記 a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u></p> <p>a. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>b. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>ニ. 事業参加者の<u>取引時確認</u>に当たって、取引形態を考慮した措置が講じられているか。</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>へ. 役職員に対して、<u>本人確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>本人確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② 犯収法に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. 「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ハ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、不動産特定共同事業者が取得した<u>本人確認情報</u>、取引時の状況その他不動産特定共同事業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ニ. 「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、不動産特定共同事業者の業務内容、業容、事業参加者の属性が考慮されているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>へ. 役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育</p>	<p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>へ. 役職員に対して、<u>取引時確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>取引時確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>② 犯収法に基づく<u>疑わしい取引の届出</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p><u>(注) 疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(24年10月金融庁)を参考にすること。</u></p> <p>イ. 社内規則等において、<u>疑わしい取引の届出</u>を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>疑わしい取引</u>に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ハ. <u>疑わしい取引の届出</u>に該当するか否かの判断を行うに当たって、不動産特定共同事業者が取得した<u>取引時確認情報</u>、取引時の状況その他不動産特定共同事業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ニ. <u>疑わしい取引</u>の判断に当たって、不動産特定共同事業者の業務内容、業容、事業参加者の属性が考慮されているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>へ. 役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>本人確認</u>と「<u>疑わしい取引の届出</u>」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>本人確認</u>の的確な実施により事業参加者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び事業参加者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「<u>疑わしい取引の届出</u>」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>立入検査や日常の監督事務を通じて把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、ヒアリングを実施し、必要に応じて法第40条第1項に基づき報告書を徴収することにより、不動産特定共同事業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、顧客管理態勢に不備があるなど事業参加者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、不動産特定共同事業者に対し、法第34条の規定に基づく指示等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第35条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は7-5-1による）。</p> <p>(注) <u>本人確認</u>の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>(中略)</p> <p>1 2 電子債権記録機関関係</p>	<p>期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>取引時確認</u>と<u>疑わしい取引の届出</u>が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>取引時確認</u>の的確な実施により事業参加者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び事業参加者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、<u>疑わしい取引の届出</u>が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>立入検査や日常の監督事務を通じて把握された<u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、ヒアリングを実施し、必要に応じて法第40条第1項に基づき報告書を徴収することにより、不動産特定共同事業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、顧客管理態勢に不備があるなど事業参加者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、不動産特定共同事業者に対し、法第34条の規定に基づく指示等を発出するものとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第35条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は7-5-1による）。</p> <p>(注) <u>取引時確認</u>の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>(中略)</p> <p>1 2 電子債権記録機関関係</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目…………… 2 （略）</p> <p>I－2－1 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出…………… 4 （略）</p> <p>I－2 業務の適切性</p> <p>I－2－1 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯 収法」という。）に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢 を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国 金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。電子 債権記録機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとし る。</p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>① 犯収法に基づく<u>本人確認</u>を的確に実施するための態勢が整備されて いるか。</p> <p>イ. 社内規則等において、<u>本人確認</u>を行うための社内体制や手続きが 明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容につ いて周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>本人確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の利用者の属性を 適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑 性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が 認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、利用者から取得した本人確認情報については、取引の継続 的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新 のものとするのが確保されているか。</p>	<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目…………… 2 （略）</p> <p>I－2－1 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出…………… 4 （略）</p> <p>I－2 業務の適切性</p> <p>I－2－1 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯 収法」という。）に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構 築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融 市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。電子債権 記録機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>① 犯収法に基づく<u>取引時確認</u>を的確に実施するための態勢が整備され ているか。</p> <p><u>（注）取引時確認においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項 について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>イ. 社内規則等において、<u>取引時確認</u>を行うための社内体制や手続き が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容につ いて周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>取引時確認</u>を行うに当たって、生年月日や住所等の利用者の属性 を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信 憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等 が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、利用者から取得した<u>取引時確認</u>情報については、取引の継続 的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新 のものとするのが確保されているか。</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ハ. <u>電子債権記録機関が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の主義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、電子債権記録機関の利用者の本人確認について再確認が行われているか。</u></p> <p>ニ. 利用者の本人確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。</u>また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</u></p> <p>② 犯収法に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内</p>	<p>ハ. <u>下記 a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。</u>また、<u>資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u></p> <p>a. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>b. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>ニ. 利用者の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>取引時確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。</u>また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</u></p> <p>② 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p><u>（注）疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>イ. 社内規則等において、<u>疑わしい取引の届出</u>を行うための社内体制</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. 「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ハ. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、電子債権記録機関が取得した本人確認情報、取引時の状況その他電子債権記録機関が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ニ. 「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、電子債権記録機関の業務内容、業容、利用者の属性が考慮されているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>本人確認</u>と「<u>疑わしい取引の届出</u>」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>本人確認</u>の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「<u>疑わしい取引の届出</u>」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて</p>	<p>や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>ロ. <u>疑わしい取引</u>に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。</p> <p>ハ. <u>疑わしい取引の届出</u>に該当するか否かの判断を行うに当たって、電子債権記録機関が取得した取引時確認情報、取引時の状況その他電子債権記録機関が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>ニ. <u>疑わしい取引</u>の判断に当たって、電子債権記録機関の業務内容、業容、利用者の属性が考慮されているか。</p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているか。</p> <p>ヘ. 役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</p> <p>ト. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。</p> <p>③ <u>取引時確認</u>と<u>疑わしい取引の届出</u>が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>取引時確認</u>の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、<u>疑わしい取引の届出</u>が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第73条第1項に基づき報告書を徴収することにより、電子債権記録機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、電子債権記録機関に対し、法第74条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、法第75条第1項に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-2による）。</p> <p>（注）本人確認の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（中略）</p> <p>1.3 指定信用情報機関関係</p> <p>（中略）</p> <p>（別紙）指定信用情報機関の間で提供する情報の内容</p> <p>指定信用情報機関の間で提供する情報は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 個人信用情報</p> <p>（略）</p> <p>1-1 本人特定要件（法第41条の35第1項第1号）</p> <p>①～⑥ （略）</p>	<p>把握された取引時確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第73条第1項に基づき報告書を徴収することにより、電子債権記録機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、電子債権記録機関に対し、法第74条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、法第75条第1項に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-2による）。</p> <p>（注）取引時確認の取り扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（中略）</p> <p>1.3 指定信用情報機関関係</p> <p>（中略）</p> <p>（別紙）指定信用情報機関の間で提供する情報の内容</p> <p>指定信用情報機関の間で提供する情報は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 個人信用情報</p> <p>（略）</p> <p>1-1 本人特定要件（法第41条の35第1項第1号）</p> <p>①～⑥ （略）</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>⑦【本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号】（施行規則第30条の13第1項第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入貸金業者が施行規則第30条の13第1項第7号に規定する本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合の当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号とする。 <p>⑧ （略）</p> <p>1-2 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>14 資金移動業者関係</p> <p>I 資金移動業者の監督上の評価項..... 4 （略）</p> <p>I-2-1-2 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届..... 6 （略）</p> <p>I-2-1-2 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく<u>本人確認</u>及び、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>I-2-1-2-1 主な着眼点 資金移動業者の業務に関して、犯収法による<u>本人確認</u>及び疑わしい取引</p>	<p>⑦【本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号】（施行規則第30条の13第1項第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入貸金業者が施行規則第30条の13第1項第7号に規定する本人確認書類の提示を受ける方法により<u>本人特定事項の確認</u>を行った場合の当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足る記号番号とする。 <p>⑧ （略）</p> <p>1-2 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>14 資金移動業者関係</p> <p>I 資金移動業者の監督上の評価項..... 4 （略）</p> <p>I-2-1-2 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届..... 6 （略）</p> <p>I-2-1-2 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく<u>取引時確認</u>及び<u>疑わしい取引の届出</u>に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>I-2-1-2-1 主な着眼点 資金移動業者の業務に関して、犯収法による<u>取引時確認</u>及び疑わしい取</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) 「<u>本人確認</u>」や「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。</p> <p>② <u>コルレス契約について、利用者基盤、業務内容、現地における監督態勢、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及び架空銀行との取引を行っていないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢が整備されているか。</u></p>	<p>引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) <u>取引時確認</u>や<u>疑わしい取引の届出</u>を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。 <u>（注）取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>① 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。</p> <p>② <u>コルレス契約について、犯収法第10条および同施行規則第25条に基づき、以下の体制が整備されているか。</u> <u>（注）犯収法施行規則第25条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。</u></p> <p><u>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。</u></p> <p><u>ロ. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</u></p> <p><u>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用</u></p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>③ 「<u>本人確認</u>」や「<u>疑わしい取引の届出</u>」を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</p> <p>④ 「<u>本人確認</u>」や「<u>疑わしい取引</u>」の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</p> <p>⑤ 本人確認や利用者管理の中で、公的地位等の利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、上級管理職による適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</p> <p>⑥ 「<u>本人確認</u>」や「<u>疑わしい取引の届出</u>」を含めた利用者管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>(2) 「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</p> <p>特に、「<u>疑わしい取引の届出</u>」のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 資金移動業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</p> <p>② 上記態勢整備に当たっては、国籍(例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、公的地位、利用者が行</p>	<p><u>させないことについて確認することとしているか。</u></p> <p><u>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</u></p> <p>③ <u>取引時確認</u>や<u>疑わしい取引の届出</u>を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</p> <p>④ <u>取引時確認</u>や<u>疑わしい取引</u>の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</p> <p>⑤ <u>取引時確認</u>や利用者管理の中で、公的地位等の利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、上級管理職による適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</p> <p>⑥ <u>取引時確認</u>や<u>疑わしい取引の届出</u>を含めた利用者管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>(2) <u>疑わしい取引の届出</u>を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</p> <p>特に、<u>疑わしい取引の届出</u>のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 資金移動業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</p> <p>② 上記態勢整備に当たっては、国籍(例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、公的地位、利用者が行</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</p> <p>(3) <u>資金移動業者が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求め</u>るなどして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(4) 資金移動サービスの不正利用等を防止するため、現金の支払や資金移動業者に関する内閣府令（平成22年内閣府令第4号。以下「内閣府令」という。）第29条第1項第2号に規定する為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結に当たって、必要に応じ、本人確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、資金移動サービスの不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、内閣府令第31条第1号に基づき、自らが提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要があ</p>	<p>っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</p> <p>(3) <u>下記イ.～ハ.のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p><u>ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p><u>ハ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>(4) 資金移動サービスの不正利用等を防止するため、現金の支払や資金移動業者に関する内閣府令（平成22年内閣府令第4号。以下「内閣府令」という。）第29条第1項第2号に規定する為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結に当たって、必要に応じ、<u>取引時確認の実施</u>や口座の利用目的等の確認を行うなど、資金移動サービスの不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、内閣府令第31条第1号に基づき、自らが提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要があ</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>る。</p> <p>① 犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を速やかに停止するための態勢</p> <p>② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢</p> <p>(注) ①又は②に基づき、為替取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該為替取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足りる相当な理由がある場合には、資金移動業者の管理下にある当該為替取引及び資金の払出しに係る資金を被害者に返金する等の被害回復のための措置を講じることが望ましい。</p> <p>(5) 資金移動サービスの不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、資金移動業者に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>る。</p> <p>① 犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を速やかに停止するための態勢</p> <p>② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢</p> <p>(注) ①又は②に基づき、為替取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該為替取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足りる相当な理由がある場合には、資金移動業者の管理下にある当該為替取引及び資金の払出しに係る資金を被害者に返金する等の被害回復のための措置を講じることが望ましい。</p> <p>(5) 資金移動サービスの不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、資金移動業者に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(6) <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u></p> <p>(注) 特に、<u>F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p>② <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u></p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>I-2-1-2-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された本人確認・疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p> <p>（注）本人確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（中略）</p> <p>資金移動業者登録審査事務チェックリスト （資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制）</p>	<p>③ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該国・地域</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> <p>I-2-1-2-2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された取引時確認・疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p> <p>（注）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p> <p>（中略）</p> <p>資金移動業者登録審査事務チェックリスト （資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制）</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
(略)		(略)	
適否	審 査 内 容	適否	審 査 内 容
(略)	(略)	(略)	(略)
本人確認、疑わしい取引の届出に関する社内規則 (ガイドラインI-2-1-2-1)		取引時確認、疑わしい取引の届出に関する社内規則 (ガイドラインI-2-1-2-1)	
□	本人確認及び疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。	□	取引時確認及び疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。
□	本人確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。	□	取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。
□	適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。	□	適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。
□	コルレス契約について、コルレス先を適正に評価した上で、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢を定めているか。	□	コルレス契約について、 <u>犯収法第10条および同施行規則第25条に基づき、適切に体制が整備されているか。</u>
□	本人確認や疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成が行われているか。	□	取引時確認や疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成が行われているか。
□	従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。	□	従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。
□	本人確認や利用者管理の中で、利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、適正に管理・対応するための態勢を定めているか。	□	取引時確認や利用者管理の中で、利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、適正に管理・対応するための態勢を定めているか。
□	管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。	□	管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。
□	システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。	□	システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。
□	<u>資金移動業者が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすぎている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、本人確認の再確認を行うことが定められているか。</u>	□	<u>厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受け等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u>
□	資金移動業者が提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢が整備されているか。 ① 速やかに犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を停止するための態勢 ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢	□	資金移動業者が提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢が整備されているか。 ① 速やかに犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を停止するための態勢 ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢
(略)	(略)	(略)	(略)
15 登録講習機関関係		15 登録講習機関関係	
(略)		(略)	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（本文）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅲ 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点</u></p> <p>Ⅲ－１ 登録講習教材（貸金業法第２４条の４０、施行規則第２６条の６３第３号関係）</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 主な着眼点 登録講習教材の内容については、「貸金業法施行規則第２６条の６３第２号及び第３号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件」（平成２２年金融庁告示第８９号。以下「告示」という。）で定める事項を含む適切な内容でなければならないが、当該事項に関する具体的な内容については以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 貸金業に関する法令に関する科目 イ. ～ニ. （略） ホ. 告示の下欄口に規定される「その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定」として、次に掲げるものを含む内容であること。 a. 会社法（組織形態、代表権、法人格に関する事項に限る。） b. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（<u>本人確認</u>に関する事項に限る。）</p> <p>② （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p><u>Ⅲ 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点</u></p> <p>Ⅲ－１ 登録講習教材（貸金業法第２４条の４０、施行規則第２６条の６３第３号関係）</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 主な着眼点 登録講習教材の内容については、「貸金業法施行規則第２６条の６３第２号及び第３号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件」（平成２２年金融庁告示第８９号。以下「告示」という。）で定める事項を含む適切な内容でなければならないが、当該事項に関する具体的な内容については以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 貸金業に関する法令に関する科目 イ. ～ニ. （略） ホ. 告示の下欄口に規定される「その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に係る規定」として、次に掲げるものを含む内容であること。 a. 会社法（組織形態、代表権、法人格に関する事項に限る。） b. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（<u>取引時確認</u>に関する事項に限る。）</p> <p>② （略）</p> <p>（以下略）</p>